

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和２年度）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。
令和２年度においては、以下の事業に充当しています。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 64,127千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 705,293千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
		特定財源	一般財源	
国民健康保険事業	61,927	32,004	29,923	64,127
介護保険事業	183,431	17,211	166,220	
後期高齢者医療保険事業	54,580	41,022	13,558	
障害者相談支援事業	7,183	0	7,183	
重度心身障害児（者）医療事業	17,904	13,367	4,537	
障害者自立支援事業	133,878	107,827	26,051	
中山間地域介護サービス事業	5,819	4,400	1,419	
訪問入浴介護事業	2,885	0	2,885	
私立保育所運営事業	208,798	146,643	62,155	
予防接種事業	14,078	1,050	13,028	
総合健診事業	11,548	967	10,581	
母子保健事業	3,262	362	2,900	
合 計	705,293	364,853	340,440	